

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 5 年 5 月 2 日 午前 9 時開議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 まで

（追加日程）

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 常任委員会委員の選任

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 7 不破消防組合議会議員の選挙

追加日程第 8 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙

追加日程第 9 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第 10 承認第 2 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

追加日程第 11 承認第 3 号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承
認を求めることについて

追加日程第 12 承認第 4 号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を
求めることについて

追加日程第 13 承認第 5 号 令和 5 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承
認を求めることについて

追加日程第 14 議案第 44 号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第 15 議案第 45 号 工事施行協定の締結について

追加日程第 16 常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（8 名）

1 番 北 村 一 磨 君

2 番 吉 田 仁 君

3 番 子 安 健 司 君

4 番 中 川 武 子 君

5番 田中由紀子君

6番 松井正樹君

7番 谷口輝男君

8番 高木博之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	渡邊勝敏君	参事兼総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	会計管理者 兼税務課長	福安健司君
住民課長	西村克郎君	産業建設課長	兒玉勝宏君
診療所事務局長 兼医療保健課長	徳永英俊君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	関東正晃	書記	高木聖敏
書記	小寺由香		

○**議会事務局長（関東正晃君）** 本臨時会は一般選挙後初めての議会であります。新たに議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。ただいまの出席議員の中で、中川武子議員が年長でございますので、臨時議長として御紹介申し上げます。

中川議員、議長席に着席をお願いします。

〔臨時議長、議長席に着席〕

○**臨時議長（中川武子君）** ただいま紹介されました中川武子でございます。規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

開会 午前9時02分

開会・開議の宣告

○**臨時議長（中川武子君）** ただいまから令和5年第2回関ヶ原町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 仮議席の指定

○**臨時議長（中川武子君）** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙

○**臨時議長（中川武子君）** 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は8名です。

次に、立会人を指名します。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 北村一磨君、8番 高木博之君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、立会人に北村一磨君、高木博之君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

北村一磨君、高木博之君、立会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、谷口輝男君7票、田中由紀子君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、谷口輝男君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました谷口輝男君が議場におられます。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上をもって臨時議長の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

谷口輝男議長、議長席にお着き願います。

〔新議長、議長席に着席〕

○新議長（谷口輝男君） 高席より失礼いたします。

議長就任に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員皆様から御推挙いただきまして、議会議長という大役を拝命いたしました。私自身、限りなく光栄に存じますとともに、その責任の重大さをひしひしと感じているところでございます。

私は、議員各位の理解と御支援を得ることを念頭に置きまして、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいる所存でございます。

本町におきましては、少子高齢化、人口減少、公共施設の老朽化、厳しい財政状況でございますが、安全で住みやすいまちづくりを進めていくことが町民の一致した願いであると認識に立ち、その負託に応えるべく皆様と共に頑張っております。どうぞ今後とも皆様方の温かい御支援並びに御指導御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げて、就任の挨拶といたします。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前9時14分

再開 午前9時15分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。追加議事日程として、追加日程第1、議席の指定から、追加日程第15、議案第45号 工事施行協定の締結についてまでを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第1から追加日程第15までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 議席の指定

○議長（谷口輝男君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（谷口輝男君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番 北村一磨君、2番 吉田仁君を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定

○議長（谷口輝男君） 追加日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（谷口輝男君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は8名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番 吉田仁君、6番 松井正樹君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、立会人に吉田仁君、松井正樹君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

吉田仁君、松井正樹君、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票、そのうち、有効投票8票、無効投票ゼロ票です。

有効投票中、松井正樹君7票、田中由紀子君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、松井正樹君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました松井正樹君が議場におられます。本席から、会議規則第32

条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

松井正樹君。

○新副議長（松井正樹君） 失礼いたします。

ただいま副議長の大役を拝命いたしました松井正樹でございます。

谷口議長を補佐し、存在意義のある関ヶ原町議会を心がけたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

追加日程第5 常任委員会委員の選任

○議長（谷口輝男君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時24分

再開 午前9時26分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

総務民生常任委員会より委員長に吉田仁君、副委員長に田中由紀子君、産業建設常任委員会より委員長に高木博之君、副委員長に中川武子君がそれぞれ選任されましたので、報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時27分

再開 午前9時28分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員長から、所管事務について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第16として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第16として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第16 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（谷口輝男君） 追加日程第16、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり常任委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時29分

再開 午前9時30分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（谷口輝男君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時31分

再開 午前9時32分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

議会運営委員会より委員長に子安健司君、副委員長に松井正樹君がそれぞれ選任されましたので御報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時33分

再開 午前9時34分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しましたとお

り所掌事務について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第17として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題にすることに決しました。

追加日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（谷口輝男君） 追加日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

追加日程第7 不破消防組合議会議員の選挙

○議長（谷口輝男君） 追加日程第7、不破消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

不破消防組合議会議員に、高木博之君、北村一磨君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました者を不破消防組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました者を不破消防組合議会議員の当選人とすることに決しました。

ただいま不破消防組合議会議員に当選されました高木博之君、北村一磨君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、不破消防組合議会議員の当選を告知

いたします。

追加日程第 8 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙

○議長（谷口輝男君） 追加日程第 8、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

南濃衛生施設利用事務組合議会議員に、中川武子君、吉田仁君、高木博之君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました者を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました者を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人とすることに決しました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました中川武子君、吉田仁君、高木博之君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人である旨を告知いたします。

追加日程第 9 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（谷口輝男君） 追加日程第 9、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は副議長において指名することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は副議長において指名することに決しました。

松井副議長より指名をお願いいたします。

松井副議長。

○副議長（松井正樹君） 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に谷口輝男君を指名いたしま

す。

○議長（谷口輝男君） お諮りいたします。ただいま副議長において指名しました者を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、私、谷口輝男を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに決しました。

追加日程第10 承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 追加日程第10、承認第2号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第2号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則の一部を改正する省令等の改正に伴い、所要の改正をするものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、関ヶ原町税条例の一部を改正する条例を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては税務課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 福安税務課長。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 失礼いたします。

それでは、関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について専決処分とさせていただいた内容について御説明いたします。

議案書の3ページから5ページ、議案資料は1ページから13ページとなります。

今回の改正部分につきまして、税法その他の改正に伴う項ずれ及び簡単な字句の訂正や重複する改正部分につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは、資料の新旧対照表1ページをお願いいたします。

まず、第32条の4につきましては、根拠法令の省略に伴う字句の変更と、納入方法にe L T A Xによる納付の際の様式を新たに追加するための改正を行うものでございます。

次に、第32条の6第1項から4ページの第83条までにつきましては、軽微な字句の変更と先ほどと同じく納入方法にe L T A Xによる納付の際の様式を新たに追加するため改正するものです。

次に、附則第7条につきましては、特例の適用期間の周期を令和6年度から9年度まで延長

する改正でございます。

次に、附則第9条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例が、令和4年度末で終了したため法附則第64条を削除するものです。

続きまして、5ページの附則第9条の2ですが、こちらは地方税法の定める範囲内で、市町村が固定資産税の特例内容を定めることができるわがまち特例につきまして、法附則第15条に項ずれが生じたための引用条項の番号改正と、同条中第27項につきましては、前条で触れました法附則第64条が削除になったため同じく削除し、代わって同項を修繕等を含む一定の大規模工事が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置を追加し、その減額割合を参酌基準に合わせ3分の1とするものです。

ちょっと飛びまして、続きまして、7ページの附則第9条の3につきましては、附則第9条の2で新設した特例を受ける際の特定マンションに係る申告書の町長への提出に係る規定を追加するもので、まず第13項を第14項とし、第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を第13項とし、第11項の次に新たに第12項として特定マンションに係る申告書の町長への提出に係る規定を定めるものです。

続きまして、8ページ最下段の附則第14条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する特例期間終了のため削除し、第14条の2の2を第14条の2とするものです。

次に、9ページの附則第14条の6につきましては、同じく軽自動車税の環境性能割の税率に関する特例期間終了のため削除するものです。

次に、9ページから12ページまでの附則第15条の改正につきましては、環境性能のよい車両の普及を促進する観点から、グリーン化特例の適用期限を主に3年間延長するために改正するもので、まず第1項中「第8項」を「第4項」に、第2項中の「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に。次に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に。次に、表中「第2号ア(イ)」を「第2号ア②」に、「第2号ア(ウ) a」を「第2号ア③ i」に、「第2号ア(ウ) b」を「第2号ア③ ii」に改め、第3項から第6項まで削除し、第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、次に、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削除し、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に。続いて、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を

「同条第2号ア②中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア③i中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、続いて、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削除し、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に。次に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア②中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア③i中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を第4項とするものです。

続いて、12ページの附則第15条の2につきましては、前条の改正に伴いまして項ずれを改正するものです。

次に、附則第16条の2につきましては、優良住宅地の造成等に係る土地の長期譲渡所得の特例期間を令和8年度まで延長する改正となります。

資料における説明としては以上となります。

次に、議案の4と5ページをお願いいたします。

こちらは附則になりますが、第1条で今回の改正の施行期日を定めております。また、第2条以降で今回の改正に伴う固定資産税及び軽自動車税の経過措置について定めております。

以上、簡単ではございますが、今回の改正の概略説明となります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

追加日程第11 承認第3号及び追加日程第12 承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 追加日程第11、承認第3号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて及び追加日程第12、承認第4号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第3号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて及び承認第4号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては関連がございますので、一括し説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が減少したこと等により、国民健康保険料及び介護保険料の減免措置において、令和4年度までで終了となりますが、厚生労働省老健局事務連絡により、令和4年末に資格を取得したことにより、令和5年4月以降に普通徴収の納期限が到来する場合において、納期限を「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改正を行うものであり、地方自治法第179条第1項の規定によりそれぞれの条例を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより承認第3号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 国保の減免ということですけど、この間の実績、件数が分かりましたら教えていただきたいのと、周知がしっかりされているかどうかちょっと疑問なんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

減免の実績でございますが、これまでということでございますので、減免の制度が始まってからでございますと、国民健康保険の関係ですが、令和元年度の実績は2件でございます。令和2年度についても2件、令和3年度の実績は3件、令和4年度についてはゼロ件でございます。

年々、前年度の収入と比較して10分の3以上の減収ということになってまいりますので、始まった元年、2年、3年はそれなりの減収があったとは思いますが、だんだん年度が重ねてい

きますと、前年度に比べてということでございますので、令和4年度についてはゼロ件だったということでございます。

また、周知の方法につきましては、毎年度6月号の「広報せきがはら」のほうで、介護保険、後期高齢者医療保険、また国民健康保険と併せて掲載させていただいて、周知をさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これより承認第4号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

追加日程第13 承認第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 追加日程第13、承認第5号 令和5年度関ヶ原町一般会計補正予算（第

1号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 承認第5号 令和5年度関ヶ原町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種において、厚生労働省が示す5月8日からの春開始接種等に向けた接種委託料やシステム改修等の関連経費3,467万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億1,747万4,000円とする令和5年度関ヶ原町一般会計補正予算(第1号)を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長(谷口輝男君) 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長(徳永英俊君) それでは、専決第7号 令和5年度関ヶ原町一般会計補正予算(第1号)について御説明させていただきます。

令和5年4月3日付で専決させていただきました令和5年度関ヶ原町一般会計補正予算(第1号)につきましては、2023年度の新型コロナウイルスワクチンの追加接種の実施について、令和5年3月におきまして厚生労働省より説明があり、それを踏まえ当町における今後の接種実施に向け、追加する予算計上が必要となったため、専決により補正させていただくものでございます。

まず、補正予算の詳細説明の前に、今年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業について概略を簡単ですが御説明させていただきます。

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会の検討により取りまとめられ、2023年度の新型コロナウイルスワクチン接種の実施については、ワクチンの有効性の持続期間等から、追加接種可能な全ての年齢の者を対象として、秋から冬にかけて1回接種を行うこととし、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い者等については、春から夏にかけて前倒ししてさらに1回接種を行うということです。

前倒しによる春夏接種対象者につきましては、65歳以上の高齢者及び5歳以上の者のうち、基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者とし、また第2期追加接種、従来のワクチン接種の4回目ですが、その際と同様、重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者についても、接種機会を提供することとなっております。

なお、留意事項としましては、接種間隔は最終接種から少なくとも3か月以上空けることが必要となっております。

その他としましては、特例臨時接種の実施期間である2023年度の1年間は、引き続き生後6か月以上の全ての未接種者を対象に初回接種を継続実施。12歳以上の者に対する令和4年度秋開始接種は、この5月7日に終了しますが、5歳以上11歳以下の者に対する接種につきましては、令和5年2月28日のファイザー社の5歳から11歳用オミクロン株対応2価ワクチンが薬事承認されたことを踏まえ、同ワクチンを令和4年秋開始接種の使用ワクチンに位置づけ、5歳以上11歳以下の者については、オミクロン株対応2価ワクチンの接種開始から期間が短く、十分な接種機会が確保されていないということから、引き続き秋冬の接種開始までの間、接種機会を提供することとなっております。

以上が簡単ではございますが、おおむねの御説明となります。

そこで、今回の専決処分についての理由となりますが、今回の接種実施につきましては、令和5年3月15日付で正式に各自治体へ速やかな実施に向けて準備するよう説明会があり、当初予算において一部しか計上しておらず、5月より速やかに接種を実施するためには4月中には接種券等の発送準備やシステムの改修等が必要となったため、その他委託料を含めた新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年4月3日付で専決処分とさせていただいたということです。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、歳出について御説明させていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、予防費の職員手当等は、時間外勤務手当として86万4,000円、需用費の消耗品費は、コピー用紙代や印刷機のトナー代で50万円、印刷製本費は、接種券、予診票及び案内通知用封筒7,000枚の印刷代により61万6,000円、役務費の通信運搬費は、接種券等7,000通発送により116万円、手数料は、国保連への事務支払手数料により650人分と見込み21万5,000円、委託料、予防接種委託料は、これまでの接種実績に伴い、精査により当初予算より不足が見込まれる町内医療機関への接種委託分として2,224万9,000円を計上し、その他接種予約システム導入等委託料に132万円、予防接種台帳システム改修費用に165万円を計上、また、これまでと同様ワクチン接種者輸送業務委託料として、個人負担片道200円により、接種会場までのタクシー代費用分として50万円を計上し、委託料合計で2,571万9,000円の追加補正をさせていただきます。

続きまして、負担金補助及び交付金の補助金、新型コロナウイルス感染症個別接種促進事業費補助金560万円は、令和5年度より市町村事業へと移行されたため、改めて当予算において計上することとし、町内3医療機関に対してそれぞれが週100回以上の接種に達した週が4週以上ある場合を条件に、接種1回当たり2,000円を交付するものでございます。

以上、歳出合計で3,467万4,000円となります。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

議案書の16ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金の保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として、接種委託料分の2,224万9,000円の財源とし、国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、補助率10分の10により残りのシステム改修委託分や新型コロナウイルス感染症個別接種促進事業費補助金等の費用の財源として、残りの1,242万5,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、歳入歳出それぞれ3,467万4,000円を追加する補正をさせていただきましたので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、私からの説明となります。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 昨日、接種券が届きました。それで、私この間、4回か5回ワクチンを受けておるんですけど、必ずピークを過ぎた辺りにワクチンを打つというタイミングで、何かもうこれ以上打つのはどうなのかなあというふうに、正直なところ思ってしまうんですが、この65歳以上、重症化リスクが高い人が前倒しということについていうと、この連休明けを見越してワクチンを打ってほしいという要請なのかどうか。

そうすると、この秋冬にはやるときにもう打てなくなるのかという問題もあると思うんですけど、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（谷口輝男君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） まず、今年度のこのワクチン接種につきましては、国としましては5月の連休後、5月8日からスタートできるようにということで自治体のほうに説明がございました。

私どもも、過去の最終接種期間とか今も継続しておったんですが、接種券の準備等がございましたので、4月中に何とか発送して5月の末から医療機関で打っていただくように進めているところでございます。

秋冬につきましては、基本的に65歳以上とか基礎疾患のある方等につきましては、夏の8月末までに打ち終えて、そこから3か月後にまたこちらのほうから接種券等を配付させていただいて、御案内させていただいて打っていただくと。12月の年末までには打ち終えるという計画で進めておりますので、それ以降につきましてはどういうふうになっていくかちょっと分かりませんが、コロナウイルス自体が5類になったということで、インフルエンザと同等という

ことで、今年度につきましては自己負担なしでということになっておりますが、来年度以降につきましてはちょっとまだ未定となっておりますので、その辺ちょっと御理解賜れたらと思います。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

追加日程第14 議案第44号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 追加日程第14、議案第44号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、3番 子安健司君の退場を求めます。

〔3番 子安健司君退場〕

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第44号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の監査委員に、次の者を選任したいので議会の同意を求める。令和5年5月2日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原811番地の160、氏名、子安健司、生年月日、昭和47年9月26日。

○議長（谷口輝男君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第44号について御説明申し上げます。

本町の監査委員のうち、議会議員から選任する委員に子安健司氏を選任したいので地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。御賛同いただきますようよろし

くお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

子安健司君の入場をお願いします。

〔3番 子安健司君入場〕

子安健司君に申し上げます。子安健司君が関ヶ原町監査委員に選任されました。

追加日程第15 議案第45号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 追加日程第15、議案第45号 工事施行協定の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第45号 工事施行協定の締結について御説明申し上げます。

名神高速道路と交差する関ヶ原町管理の山中跨道橋撤去に関する設計及び工事について、中日本高速道路株式会社名古屋支社と協定を締結いたしたく、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第45号 工事施行協定の締結についての詳細説明を申し上げます。

関ヶ原町大字山中地内にある名神高速道路と交差する関ヶ原町管理の山中跨道橋撤去に関する

る設計及び工事を、今年度と来年度の2か年にて実施いたしたく、中日本高速道路株式会社との間において工事施行協定を締結するものでございます。

協定の金額につきましては、1億1,000万円でございます。この金額は、今年度が設計額相当1,000万円、来年度に撤去費用として1億円の予定としておりますが、協定締結後に再度精査を中日本高速道路にて行うことになっておりますので、変更がございましたら再度額の変更につきまして上程をさせていただきたいと思っておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

議案資料の16ページから22ページ、こちらは工事施行協定の写しとなっております。令和5年4月14日付によりまして、中日本高速道路との間に仮協定の締結をしております。

まず、20ページの位置図を御覧ください。

本協定で締結する橋梁の位置図でございます。場所ですが、山中にありますツカサ化工の東側にありまして、名神高速道路が開通した折には南側に神社があり、その参拝のため橋が架けられたとのことでございますが、現在その神社は集落内に移築をされ、この橋を利用する方はなく不要となっているため、管理上問題が起きる前に撤去するものでございます。

16ページの第4条第1項を御覧ください。

協定の期限は令和7年3月31日までとなっております。具体的に橋梁を撤去するのは、来年9月の名神リフレッシュ工事の際、名神高速道路を全面通行止めにして実施をするという予定となっております。

協定の成立事項につきましては、18ページ、第19条に規定をしております。関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づく関ヶ原町議会の議決を経るまでは仮協定とし、当該議決を経たときは本協定として成立する旨を規定しております。

また、参考ではございますが、本協定に関わる橋梁は、中日本高速道路株式会社の老朽化した道路法外の跨道橋撤去事業に関する助成制度の交付決定を受けておりまして、事業完了後になります。事務費を除く7割の助成を受けるという予定でございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これにて、本会議に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会の宣告

○議長（谷口輝男君） これをもちまして、令和5年第2回関ヶ原町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時15分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会臨時議長 中 川 武 子

関ヶ原町議会新議長 谷 口 輝 男

会議録署名議員 北 村 一 磨

会議録署名議員 吉 田 仁